

新旧対照表

浦安市市民活動補助金の交付に関する規則（平成14年規則第29号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省 略</p> <p><u>(3) 活性化事業 市民活動のうち、活動期間が1年以上の団体が主体性を持って行う公益性の高い事業であって、市長が別に定めるところにより採択したものをいう。</u></p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第3条 市民活動補助金の補助対象事業は、<u>自立促進事業及び活性化事業</u>とする。ただし、国、県及び市等から他に補助金等を受ける事業（団体の運営について補助を受ける場合を含む。）については、補助対象外とする。</p> <p>（補助対象団体）</p> <p>第4条 市民活動補助金を受けることができる団体は、<u>自立促進事業にあつては構成員が5人以上、活性化事業にあつては構成員が10人以上であつて、次に掲げる要件を備えた団体のうち、市長が認めたものとする。</u></p> <p>(1)～(4) 省 略</p> <p>（補助金の額等）</p> <p>第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p><u>(2) 活性化事業 257,000円以内の額</u></p> <p>2 補助金を受けることができる回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる回数とする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p><u>(2) 活性化事業 1団体につき3回</u></p> <p>附 則</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 同 左</p> <p>(1)・(2) 同 左</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第3条 市民活動補助金の補助対象事業は、自立促進事業とする。ただし、国、県及び市等から他に補助金等を受ける事業（団体の運営について補助を受ける場合を含む。）については、補助対象外とする。</p> <p>（補助対象団体）</p> <p>第4条 市民活動補助金を受けることができる団体は、次に掲げる要件を備えた団体のうち、市長が認めたものとする。</p> <p>(1)～(4) 同 左</p> <p>（補助金の額等）</p> <p>第6条 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>2 同 左</p> <p>(1) 同 左</p>

(下線の部分が改正部分)

改正後

改正前

この規則は、令和5年4月1日から施行する。